宿泊業用設備						一〇
飲食店業用設備						八
洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備						一三
その他の生活関連サービス業用設備						六
娯楽業用設備						
映画館又は劇場用設備						一一
遊園地用設備						七
ボウリング場用設備						一三
その他の設備						
主として金属製のもの						一七
その他のもの						八
教育業（学校教育業を除く。）又は学習支援業用設備						
その他の設備						
主として金属製のもの						一七
その他のもの						八
自動車整備業用設備						一五
その他のサービス業用設備						一二
前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの						
その他の設備						
主として金属製のもの						一七
その他のもの						八
建物及び建物附属設備						
建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備						五
機械及び装置						
その他のもの						四
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの						
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの						五〇
住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの						四七
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの						三四
飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの						四一
その他のもの						

旅館用又はホテル用のもの						
延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの						三一
その他のもの						三九
店舗用のもの						
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの						三八
公衆浴場用のもの						三一
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの						
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの						二四
塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの						三一
その他のもの						
倉庫事業の倉庫用のもの						
冷蔵倉庫用のもの						二一
その他のもの						三一
その他のもの						三八
れんが造、石造又はブロック造のもの						
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの						四一
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの						三八
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの						三八
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの						三四
公衆浴場用のもの						三〇
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの						
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）						二二
塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの						二八
その他のもの						
倉庫事業の倉庫用のもの						
冷蔵倉庫用のもの						二〇
その他のもの						三〇
その他のもの						三四